

尼崎市地球温暖化対策推進計画の見直しについて

1 はじめに

本計画は地球温暖化の防止やその影響・被害を回避・軽減することを目的とし、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」と気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」を兼ねるものとして策定しています。

本計画は必要に応じて見直しを行うこととしており、令和3年6月に表明した尼崎市気候非常事態行動宣言を踏まえ、令和4年3月に、二酸化炭素排出量の削減目標を28%から50%に引き上げるなど計画内容について一部改訂を行っています。

本市は、環境省が実施している第1回脱炭素先行地域の公募に阪神電気鉄道株式会社と共同で応募し、令和4年4月26日付けで選定されました。当該事業は、プロ野球球団と連携したスポーツによるまちづくり・観光振興・地域活性化と脱炭素の両立を目指した提案であり、この取組の中心となる阪神タイガースファーム施設（ゼロカーボンベースボールパーク）が令和7年3月に開業することから、これを契機に、更なる脱炭素の取組を進めていくため、計画の見直しを行うこととします。

その他、見直しにあたっては、令和5年に改正され令和6年に施行された気候変動適応法や令和6年3月に改定された環境基本計画等も踏まえることとします。

2 達成状況の確認

計画見直しにあたり本計画で設定している削減目標及び指標の達成状況の確認を行いました。

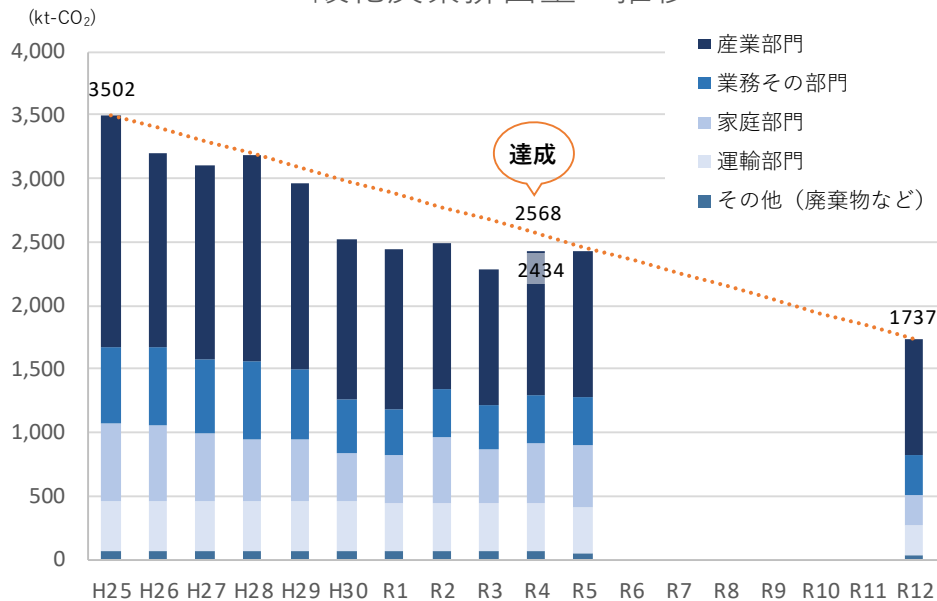
達成状況は、令和12年度までに必要な削減量を年度ごとに割り振った値（以下「単年度目標」という。）について達成しているか、令和5年度実績は速報値のため、令和4年度実績で評価しています。

(1) 市内の二酸化炭素排出量の推移

市内の二酸化炭素排出量は削減が進んでおり、令和4年度における単年度目標を達成しています。

項目	基準値 (H25)	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (速報)	目標値 (R12)	単年度目標 (R4)	達成 状況
CO2排出量 (kt-CO ₂)	3,502	2,526	2,444	2,491	2,292	2,434	2,434	1,737	2,568	○

二酸化炭素排出量の推移



(2) 部門別内訳の推移

産業部門、業務部門は順調に減少し、令和 4 年度における単年度目標を達成しています。一方で、家庭部門、運輸部門は基準年と比較すると減少していますが、令和 4 年度における単年度目標を達成していません。また、その他(廃棄物など)については、基準年度から増加しており、令和 4 年度における単年度目標を達成していません。

項目	基準値 (H25)	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (速報)	目標値 (R12)	単年度目 標 (R4)	達成 状況
産業部門 (kt-CO ₂)	1,825	1,271	1,260	1,156	1,074	1,142	1,153	923	1,347	○
業務その他部門 (kt-CO ₂)	607	414	357	373	344	377	371	304	447	○
家庭部門 (kt-CO ₂)	605	378	382	521	437	476	481	234	409	×
運輸部門 (kt-CO ₂)	408	399	379	380	377	375	375	250	324	×
その他(廃棄物など) (kt-CO ₂)	57	64	66	61	60	63	54	26	41	×

(3) 指標の推移

本計画では、二酸化炭素排出量と関係性の深いエネルギーの状況や本市の二酸化炭素排出量の 8 割以上を占める産業部門、業務その他部門、家庭部門については計画の進捗状況を把握するために指標を設定しています。

ア エネルギーに関する指標

エネルギーに関する指標として、エネルギー使用量、市内電力の CO₂ 排出係数を設定していますが、ともに減少傾向であり、単年度目標を達成しています。

項目	基準値 (H25)	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (速報)	目標値 (R12)	単年度目 標(R4)	達成 状況
エネルギー使用 量 (TJ)	37,990	33,041	32,852	32,441	32,308	31,755	31,831	26,752	32,041	○
市内電力のCO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.52	0.362	0.349	0.376	0.320	0.365	0.365	0.25	0.377	○

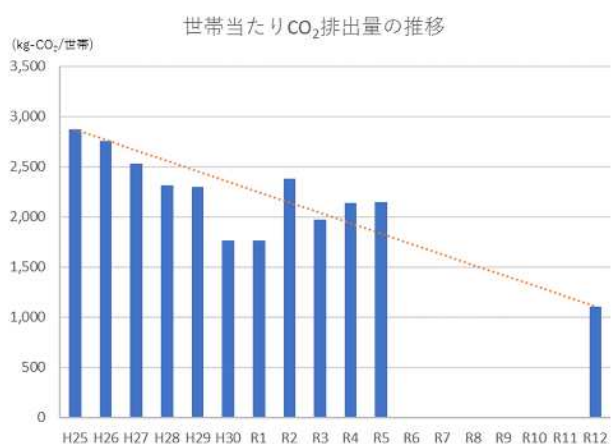
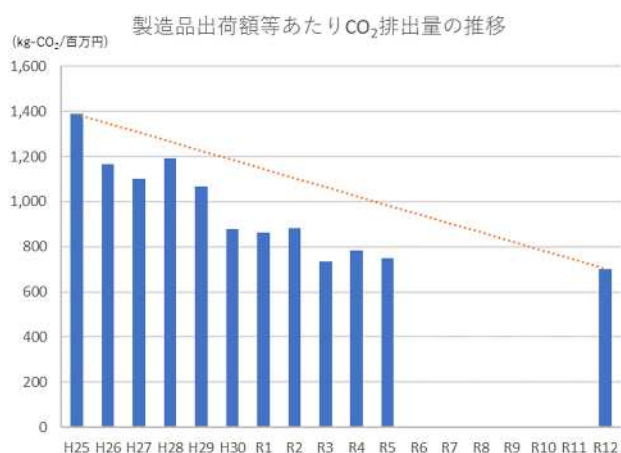


イ 部門別の指標

産業部門の指標である製造品出荷額等あたり CO₂ 排出量、業務その他部門の指標である業務用建築物延床面積あたり CO₂ 排出量はともに減少傾向であり、令和 4 年度における単年度目標を達成しています。

一方で、家庭部門の指標である世帯あたり CO₂ 排出量は基準年度と比較すると減少しているものの、令和 4 年度における単年度目標を達成していません。

項目	基準値 (H25)	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (速報)	目標値 (R12)	単年度目 標(R4)	達成 状況
製造品出荷額等あ たり CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /百万円)	1,388	877	862	884	736	783	750	702	1,025	○
業務用建築物延床 面積あたり CO ₂ 排 出量(kg-CO ₂ /m ²)	200	132	116	120	117	129	127	94	144	○
世帯あたり CO ₂ 排 出量(kg-CO ₂ /世帯)	2,867	1,764	1,763	2,380	1,973	2,142	2,148	1,108	1,936	×



3 計画の見直しの考え方

令和4年4月に選定された脱炭素先行地域の取組の推進や、令和5年に改正された気候変動適応法、令和6年3月に改定された環境基本計画への対応を盛り込むことで、令和4年度における単年度目標を達成していない家庭部門、運輸部門の取組を強化します。

4 見直し内容（詳細は別紙のとおり）

(1) 指標の追加（別紙 3 頁目）

令和6年3月に改定した尼崎市環境基本計画で、再生可能エネルギーの導入目標を設定したことから、本計画でも指標として設定します。

指標	基準年度(R4)	目標年度(R12)
太陽光発電設備導入量 ※固定価格買取制度の対象となる 10kW 未満の設備	2 万 kW	4 万 kW

(2) 施策（緩和策）の追加

ア 施策①エコライフの推進（別紙 4・5 頁目）

- ・令和5年7月に、脱炭素社会の実現に向けて、「COOL CHOICE（賢い選択）」は「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」へ移行されたため、本計画の「ク

ールチョイス運動の推進」を「デコ活の推進」に修正します。また、「COOL CHOICE」の補足説明欄を「デコ活」への移行についての説明に修正します。

- ・温室効果ガスの排出実質ゼロ達成のモデルとなる脱炭素先行地域の取組周知は、市民等の環境配慮行動の促進につながることから、その旨を追記します。

イ 施策③環境経営の推進（別紙 4 頁目）

脱炭素先行地域では、省エネだけでなく再エネ設備の導入にも積極的に取り組んでいることから、「省エネなどに関する情報提供だけでなく、再エネに関する情報提供も行う旨を追記します。

ウ 施策⑧省エネ型事業所・工場の普及（別紙 6 頁目）

脱炭素先行地域で取り組んでいるネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング（ZEB）の普及の推進を追記します。

エ 施策⑨エコカーの普及（別紙 6 頁目）

環境基本計画の新施策「クリーンエネルギーの利用」における水素関連技術の普及、需要拡大の取組として、FC（燃料電池）商用車の導入促進や FC 商用車対応の水素ステーションの整備検討を追記します。

オ 施策⑪エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進（別紙 7 頁目）

脱炭素先行地域の取組は、温室効果ガスの排出実質ゼロ達成のモデルとなることから、このノウハウを段階的に周辺地域へと波及させることが地域の脱炭素化につながることから、その旨を追記します。

(3) 施策（適応策）の追加

ア 施策② 気温の上昇への対応の推進（別紙 8 頁目）

気候変動適応法の改正にともない危険な暑さから避難できる場所として、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定が可能となったことから、クーリングシェルターの指定を進める旨を追記します。

(4) その他の追加

ア 本市の動向の追加（別紙 1・2 頁目）

第 1 章の基本的事項のウ 本市の動向として、脱炭素先行地域に選定されたこと及び脱炭素先行地域における取組を追記するとともに脱炭素先行地域についての補足説明欄を追記します。

5 今後のスケジュール

- (1) 令和 7 年 3 月 尼崎市温暖化対策推進計画の改訂
- (2) 令和 7 年 4 月 新たな計画で削減目標の達成に向けた取組の開始

以 上